

公益社団法人船橋青色申告会
固定資産(建物等)取得(改良)資金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人船橋青色申告会(以下「この法人」という。)の会館取得(改良)資金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 この法人は、特定資産として、建物等取得(改良)資金を設けることができる。

2 固定資産(建物等)取得(改良)資金は、この法人の会館取得(改良)するための積立金であり公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第3項第3号に規定する特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金とする。

(積立)

第3条 固定資産(建物等)取得(改良)資金には、理事会の決議を受けた金額を積み立てる。

2 前項に規定する場合のほか、毎事業年度、第4条に規定する積立限度額と既積立との差額を、残存年数で均等に除した金額を積み立てる。

(積立限度額)

第4条 前条の規定にかかわらず、固定資産(建物等)取得(改良)資金の積立限度額は7千万円とする。

(運用)

第5条 固定資産(建物等)取得(改良)資金の運用対象は、次のとおりとする。

- 一 国債、地方債及び政府保証債
- 二 金融機関への預貯金
- 三 貸付信託、金銭信託及び公社債投資信託
- 四 外国債

2 固定資産(建物等)取得(改良)資金は、他の資金と明確に区分して運用しなければならない。

(運用益)

第6条 固定資産(建物等)取得(改良)資金から生じた運用益については、公益事業に使用し又は当該資金に積み立てるものとする。

(取崩し)

第7条 固定資産(建物等)取得(改良)資金は、固定資産(建物等)取得(改良)する場合を除いて取崩すことができない。

2 前項の規定にかかわらず、この法人の公益事業の遂行上やむを得ない場合には、理事会の決議により、固定資産(建物等)取得(改良)資金の全部又は一部を取り崩すことができる。

(備置)

第 8 条 この規程及び第 4 条第 2 項に規定する算定根拠並びにそれらの写しは、この法人の事務所に備え置き、法令の定める手順に従い閲覧の用に供するものとする。

(変更)

第8条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

- 1 この規程は、平成 28 年 1 月 22 日から施行する。
- 2 この規程の一部変更(第 4 条)は、理事会において変更の決議があった日(平成 30 年 8 月 7 日)から施行する。

別紙 1

年度別積立金額明細

①平成 27 年度(2016)	25,000,000 円
②平成 28 年度(2017)	3,000,000 円
③平成 29 年度(2018)	0 円
④平成 30 年度(2019)	10,000,000 円
⑤平成 31 年度(2020)	3,000,000 円
⑥平成 32 年度(2021)	3,000,000 円
⑦平成 33 年度(2022)	3,000,000 円
⑧平成 34 年度(2023)	3,000,000 円
⑨平成 35 年度(2024)	3,000,000 円
⑩平成 36 年度(2025)	3,000,000 円
⑪平成 37 年度(2026)	3,000,000 円
⑫平成 38 年度(2027)	3,000,000 円
⑬平成 39 年度(2028)	3,000,000 円
⑭平成 40 年度(2029)	3,000,000 円
⑮平成 41 年度(2030)	1,000,000 円
⑯平成 42 年度(2031)	1,000,000 円

※平成 30 年 8 月 7 日から年度別積立金額明細を変更。

別紙 2 預金口座名義及び資金移動の明細

預金口座名義

公益社団法人船橋青色申告会 会館取得積立資金

平成 27 年度積立金額合計 ￥25,000,000 円

- ① 三菱 UFJ 銀行船橋支店 定期預金 基本財産 ￥15,000,000 円(解約)
新規口座 定期預金
公益社団法人船橋青色申告会 会館取得積立資金 ￥15,000,000 円

- ② JA ちば東葛西船支店 定期預金 ￥10,000,000 円(解約)
新規口座 定期預金
公益社団法人船橋青色申告会 会館取得積立資金 ￥10,000,000 円